

# つくば市安心住宅リフォーム支援補助金

## 【よくある質問】

### ■対象となる物件について

Q 賃貸住宅は対象になりますか。

A 対象外です。

Q 分譲マンションは対象になりますか。

A 対象となります。ただし、共用部分は対象外です。

Q 店舗や事務所は対象になりますか。

A 対象外です。ただし、店舗併用住宅の場合は、住宅部分のみ対象となります。

### ■建設事業者について

Q 大手ハウスメーカーにリフォームを依頼したいが、つくば市に支店しかない場合でも対象になりますか。

A 対象外です。つくば市内に本店を有する建設事業者への工事依頼が必要です。

Q つくば市内に本店があれば、どこの建設業者でも対象になりますか。

A 特定の建設業者に限ります。

・法人の場合：建設業法第3条第1項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事の許可を受けていること

・個人の場合：リフォームの施工に係る10年以上（※）の実務経験を有する者

※次のアまたはイに当てはまる場合、実務経験は下記の年数

ア	高等学校等でリフォームの施工に係る専門の学科を卒業	5年以上
イ	大学もしくは高等専門学校でリフォームの施工に係る専門の学科を卒業	3年以上

Q 複数の業者と契約工事を行う場合は対象になりますか。

A 対象となります。その場合、複数事業者の見積書を基に工事費を合算して申請することとなります。

## ■補助申請者について

---

Q 親子2世帯住宅をリフォームする場合、世帯ごとに申請できますか。

A 所有者のみ申請することができます。

## ■その他

---

Q 介護保険によるリフォームを同時に行う場合、対象になりますか。

A 対象となります。ただし、介護保険によるリフォーム経費は対象経費から除きます。

問合せ先

つくば市建設部住宅政策課 ☎：029-883-1111（代表）

✉：ctr032@city.tsukuba.lg.jp